「債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定による認可についての考え方」 新旧対照表

下線部が変更箇所

## 改定後

債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定 による認可についての考え方

平成 1 4年 1 1月 1 2日 公 正 取 引 委 員 会 改定 平成 1 8年 1月 4日 改定 平成 2 2年 1月 1日 改定 平成 2 6年 4月 1日 改定 平成 2 7年 4月 1日 改定 令和 元年 1 0月 1 5日 改定 令和 3年 1 1月 2 2日 改定 令和 4年 1 1月 1日

1・2 (略)

- 3 (1) 銀行が、債務の株式化により、他の国内の会社(上場されている株式の発行者である会社以外の会社であって、以下のアからウまでの全てに当たる会社に限る。)の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合には、原則として、上記2(1)及び(2)のいずれにも該当しないものとして、法第11条第2項の規定により一定の期限(注3)を付して認可を行うこととする。
  - ア 銀行法(昭和56年法律第59号)第 16条の2第1項第13号に規定する内閣府令で定める会社として、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第 17条の2第6項に規定する会社(同項第10号に該当するものを除く。)
  - イ 銀行等(銀行又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第16条の8各号に掲げる者をいう。)による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む

現 行

債務の株式化に係る独占禁止法第十一条の規定 による認可についての考え方

> 平成14年11月12日 公正取引委員会 改定平成18年1月4日 改定平成22年1月1日 改定平成26年4月1日 改定平成27年4月1日 改定令和元年10月15日 改定令和3年11月22日

1・2 (略)

- 3 銀行が、債務の株式化により、他の国内の会社(上場されている株式の発行者である会社以外の会社であって、以下の(1)から(3)の全てに当たる会社に限る。)の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合には、原則として、上記2(1)及び(2)のいずれにも該当しないものとして、法第11条第2項の規定により一定の期限(注3)を付して認可を行うこととする。
  - (1) 銀行法(昭和56年法律第59号)第 16条の2第1項第13号に規定する内 閣府令で定める会社として、銀行法施行 規則(昭和57年大蔵省令第10号)第 17条の2第6項に規定する会社(同項 第10号に該当するものを除く。)
  - (2) 銀行等(銀行又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第16条の8各号に掲げる者をいう。)による人的又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む銀

## 改定後

銀行法第16条の2第1項第13号の計画を作成している会社

<u>ウ</u> <u>イ</u>の計画について、<u>銀行法施行規則第</u> <u>17条の2第6項第9号イからトまで</u>の いずれかに該当するものが関与して策定 している会社

- (2) 保険会社が、債務の株式化により、他の 国内の会社(上場されている株式の発行者で ある会社以外の会社であって、以下のアから ウまでの全てに当たる会社に限る。)の議決 権をその総株主の議決権の10%を超えて保 有することとなった日から1年を超えて当該 議決権を保有しようとする場合には、原則と して、上記2(1)及び(2)のいずれにも該当し ないものとして、法第11条第2項の規定に より一定の期限(注3)を付して認可するこ ととする。
  - ア 保険業法(平成7年法律第105号)第 106条第1項第14号に規定する内閣府 令で定める会社として、保険業法施行規則 (平成8年大蔵省令第5号)第56条第6 項に規定する会社(同項第10号に該当す るものを除く。)
  - イ 保険会社及び銀行等(保険業法第276条の登録を受けた生命保険募集人である保険業法施行令(平成7年政令第425号)第39条各号に掲げる者をいう。)による人的な又は財政上の支援その他の当該保険会社及び当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む保険業法第106条第1項第14号の計画を作成している

## 現 行

行法第16条の2第1項第13号の計画 を作成している会社

- (3) (2) の計画について、次のいずれかに該 当するものが関与して策定している会社
  - ア 官公署
  - イ 商工会又は商工会議所
  - ウ ア又はイに準ずるもの
  - エ 弁護士又は弁護士法人
  - オ 公認会計士又は監査法人
  - カ 税理士又は税理士法人
  - <u>キ</u> 銀行法施行規則第17条の2第6項第 9号トの会社

(新設)

改 定 後	現 行
<u>会社</u>	
<u>ウ</u> イの計画について、保険業法施行規則	
第56条第6項第9号イからトまでのい	
<u>ずれかに該当するものが関与して策定し</u>	
<u>ている会社</u>	
(注3) (略)	(注3) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)